

第1 審査会の結論

オンライン授業に伴うオンライン結合による個人情報の提供について、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないと判断する。

第2 諮問事項及び諮問経緯

1 件名

オンライン授業に伴うオンライン結合による個人情報の提供について

2 情報の所管課

鳴門市教育委員会教育支援室

3 オンライン結合による情報の提供先

Benesse社（ドリルパーク）

スズキ教育ソフト社（キーボー島アドベンチャー）

4 個人情報の内容

学習情報（学習成果物や画像・動画による学習記録、学習履歴）

学校番号

児童生徒の入学年度

児童生徒の出席番号、機械的に割り振った職員番号

ユーザID

児童生徒・教職員氏名

5 事案の概要

新学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられるとともに、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図

る」ことが明記され、小学校のプログラミング教育が必修化されるなど、積極的にICT機器を活用することが求められている。

こうした中、文部科学省は、令和元年12月閣議決定のもと「多様な子供たち一人一人に個別最適化された、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現」を目指して、高速大容量通信ネットワークの整備、1人1台端末の導入、クラウドコンピューティングの利活用の3つを柱とする、GIGAスクール整備事業を開始した。

鳴門市教育委員会においても、新学習指導要領が示す情報活用能力の育成、主体的・対話的で深い学びの実現、およびオンライン学習による継続的な学びの場の提供を目的として、クラウドサービスを利用した双方向型学習システムを導入することについて、令和3年11月17日に諮問があり、令和3年3月10日答申第54号において、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないと判断したところである

今後、平時の効果的・効率的な運用はもとより、長期の臨時休校等の非常時における児童生徒の学習機会の保障をさらに充実させるため、クラウド運用型の各教科のドリル学習教材と児童生徒のICT活用を支える基本技能であるタイピングの練習教材を導入するにあたり、オンライン結合による情報の提供先が新たに追加される。このことは、鳴門市個人情報保護条例第10条第1項（オンライン結合による提供の制限）に該当することから、同条第2項に規定する「鳴門市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき」に該当するかどうかについて審査会の意見を求める。

第3 審査会の判断

1 公益上の必要性について

クラウドサービスを利用した双方向型学習システムの導入目的は、ICT機器を用いた協働的な学習、児童生徒の学習状況の把握と評価の円滑化を図るとともに、新型コロナ感染拡大の状況下においても、オンライン学習による継続可能な学びの場を整備するというにあり、一定の公益上の必要性が認められると判断できる。

2 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

実施機関の説明によると、本システムのセキュリティ体制については、国際基準最上位に準拠したセキュリティが確保され、それぞれの利用規約や約款が

らも個人情報の適正な取扱いが担保されているとのことである。また、本システムが利用するクラウドサービスと教職員が職員室で扱う校務用情報（成績、健康状態等）はネットワーク上分離され、互いにアクセスができない仕様であるとともに、導入の前後には個人情報の取扱いについて学校で研修を行うなど、一定の個人情報保護対策を講じることである。

すでにクラウドサービスを利用した双方向型学習システムの導入を開始している他の教育委員会の現状も踏まえて判断すると、個人情報の漏えい防止について相当に厳重な安全対策が講じられており、少なくとも現時点において個人情報漏えいの具体的危険性があるとまでは言えず、通常の利用方法で運用される限りにおいて、個人情報の漏えい等により当該児童生徒等の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会は、諮問された本件事案について、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないと判断した。ただし、個人情報が漏えいしてしまうと、回復困難な個人の権利利益への侵害を生じかねないものであることから、特に厳格な管理がなされるべきである。

オンライン結合による提供の禁止の原則の趣旨を踏まえ、定期的に教職員側の研修を行うとともに、当該児童生徒の保護者に対する支援も含めた個人情報保護措置及びセキュリティ対策が十分に図られるよう、当審査会から要望する。

第4 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和3年 3月 15日	諮問書の受理
4月 14日	・審議
4月 22日	・答申